

高山陣屋ウェブサイト再構築・運用管理業務

プロポーザル公募要領

平成31年4月

岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課

目次

第1	目的	1
第2	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第4	評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が1者又は無い場合の取り扱い	
6	同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	
7	選定結果の通知及び公表	
第5	契約に係る注意事項	6
1	契約の締結	
2	知的財産権の帰属	
第6	業務の適正な実施に関する事項	6
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	7
第9	問い合わせ先及び各種書類の提出先	7
別表	評価項目及び評価基準	8

高山陣屋ウェブサイト再構築・運用管理業務 プロポーザル公募要領

第1 目的

史跡高山陣屋跡は、全国に唯一現存する郡代・代官所で、年間 30～35 万人の観光客が訪れ、その約 3 分の 1 が外国人です。現在、高山陣屋のウェブサイトでは、日本語・英語・中国語の 3 ヶ国語で閲覧が可能ですが、英語と中国語は限られたコンテンツのみの表示です。一方、文化庁は文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、平成 32 年までに取り組む「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を策定しており、その目指すべき将来像の一つに、「分かりやすい解説と多言語対応」を挙げています。

そこで、高山陣屋のウェブサイトを 5 ヶ国語以上に増やし、かつ、その説明内容について映像紹介等を含めて充実させ、利用者の理解度や満足度を高めます。また、サイト全体の構成を刷新することで必要な情報を適切に発信し、デザインの見直しを図ることで利用者にとって見やすく、使いやすいサイトの制作・運営を行います。

については、本業務をより効果的・効率的に行うため、企画提案の参加事業者を募集します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

高山陣屋ウェブサイト再構築・運用管理業務

2 業務内容等

別紙「高山陣屋ウェブサイト再構築・運用管理業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日まで

4 委託費の上限

13,947,835 円（消費税及び地方消費税込み）

なお、各年度の委託費の上限は、以下のとおりとします。

年度	業務内容	委託費の上限
平成 31 年度	ウェブサイトの設計・再構築	7,517,565 円
平成 32～36 年度	ウェブサイトの運用管理	1,286,054 円（各年度）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、公益法人・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）で、次の要件を満たす者としてします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル評価会議の日において、県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (10) 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

事業の企画提案書を様式 1・2 により作成してください。

別資料の作成も可としますが、原則として日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。なお、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 8 日（水）
② 公募要領等に関する質問受付	平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 8 日（水）
③ プロポーザル参加申込受付	平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 8 日（水）
④ 企画提案書の受付	平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 17 日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	平成 31 年 5 月 31 日（金）（予定）
⑥ 審査結果等の通知・公表	平成 31 年 6 月上旬（予定）

(2) 公募要領等の配布時間・場所

- ① 配布日時 **平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 8 日（水）**
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝祭日、振替休日を除く）
- ② 配布場所 岐阜県環境生活部県民文化局
文化伝承課 記念物保護係
(〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 6 階)

※公募要領等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。

岐阜県トップページ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

※郵送での配付は行いません。

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

平成31年4月15日(月)～平成31年5月8日(水)

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く。5月8日午後5時15分までに必着のこと。)

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を文化伝承課あてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し、提出してください。

岐阜県環境生活部県民文化局

文化伝承課 記念物保護係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)

FAX 058-278-2824

電子メールアドレス c11148@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

平成31年4月15日(月)～平成31年5月8日(水)

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

プロポーザルの参加希望者は、参加申込書(別紙2)を文化伝承課記念物保護係まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、平成31年5月8日(水)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合には、必ず「簡易書留」としてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①提案書受付期間

平成31年4月15日(月)～平成31年5月17日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

ア 企画提案書(様式1～2)

※募集要項、様式1～2及び委託業務仕様書に基づき提案してください。

イ 見積書(様式任意)

※募集要項第3の3(7)に留意してください。

ウ 法人等に関する書類

(ア) 法人等概要書(様式3)

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの

エ 誓約書(様式4)

オ その他、独自提案内容の説明に必要な資料

③提出部数

9部(正本1部、副本8部)

④提出方法

文化伝承課記念物保護係まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、平成31年5月17日(金)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

⑤注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公募要領に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権など

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届(様式任意)を文化伝承課記念物保護係に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

オ 県が必要とする場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。なお、提案金額は年度毎、業務毎に内訳を明記してください。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載してください。

- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県環境生活部県民文化局
文化伝承課記念物保護係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)

(注意) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「高山陣屋ウェブサイト再構築・運用管理業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目及び評価基準(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催時期

平成31年5月31日(金)(予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁(予定)

(3) 企画提案の所要時間 (予定)

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ② パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者の評価を傍聴することはできません。
- ④ プレゼンテーション参加者は2名までとします。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりとします。

4 最優秀提案者の選定

県は、基準点を満たしており、且つ、評価会議構成員の評価点合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点(最低基準)を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

6 同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、価格の低い方を第一順位の優秀提案者に決定します。また、価格についても同額である場合は、くじにより順位を決定します。

7 選定結果の通知及び公表

選定結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、速やかに提案者に通知するとともに、以下の項目を岐阜県ホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）
※②との対応関係は明らかにしません。また、提案者が2者の場合は公表しません。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約に係る注意事項

1 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

2 知的財産権の帰属

委託業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産権は、原則として委託元である県に帰属するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務上知りえた情報を厳重に管理し、関係者以外の者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはなりません。また、委託業務終了後も同様とします。

受託者の雇用者が、異動、退職等により本業務委託を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

また、再（々）委託先においても受託者と同等の守秘義務を負うものとします。

5 立入検査等

業務の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うこ

とができるものとします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中に受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁6階）

岐阜県環境生活部県民文化局

文化伝承課記念物保護係

TEL 058-272-8759（直通）

058-272-1111（内線3587）

FAX 058-278-2824

電子メールアドレス c11148@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点を100点満点として評価する。

なお、企画内容及び業務の実施体制に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

また、構成員の過半数が審査基準の同一審査項目及び評価内容について最低点を付した提案者は、選定から除外する。（ただし、社会的課題への取り組みの審査項目及び審査内容については、この限りではない。）

【評価基準】評価基準点は以下のとおり5段階とする。

- 5点：非常に優秀である
- 4点：優秀である
- 3点：普通である
- 2点：やや不十分である
- 1点：不十分である

1 企画内容に対する審査

評価項目及び評価の内容			評価基準点					重み	小計	計
			非常に優秀	優秀	普通	やや不十分	不十分			
実施方針		募集要項や仕様書に基づき、趣旨・目的を十分に理解しているか。	5	4	3	2	1	×2	10点	10点
サイトの設計・制作	トップページのデザイン	トップページのデザイン（案）は適切で、見やすく、親しみやすく、利用者の興味を惹くデザインになっているか。	5	4	3	2	1	×2	10点	35点
	下層ページのデザイン	下層ページは、トップページ及び各コンテンツと統一感のあるデザイン・レイアウトであるか。	5	4	3	2	1	×2	10点	
	サイト構成・コンテンツ	サイト構成やコンテンツの内容は仕様書に基づき、取材・撮影を活かした魅力的な提案となっているか。	5	4	3	2	1	×2	10点	
	アクセシビリティ	利用者が年齢・身体的制約・利用環境等に関係なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できるよう配慮がなされているか。	5	4	3	2	1	×1	5点	
システム運用	サービス提供機器	システムが円滑かつ適正に動作するサーバー等の機器を確保し、提供できる能力があるか。	5	4	3	2	1	×1	5点	25点
	セキュリティ対策	セキュリティ対策は、仕様書を満たす内容が、具体的に記載されているか。	5	4	3	2	1	×1	5点	
	保守・管理	安定的に保守管理し、トラブル時の迅速な対応が担保される提案となっているか。	5	4	3	2	1	×1	5点	
	コンテンツの追加・更新	効果的かつ計画的なコンテンツの追加・更新が提案されているか。	5	4	3	2	1	×2	10点	
独自性		本サイトの価値を高めるための効果的な独自提案はあるか。	5	4	3	2	1	×2	10点	10点
計			80点							

2 業務の実施体制に対する審査

評価項目及び評価の内容		評価基準点					重み	小計	計
		非常に優秀	優秀	普通	やや不十分	不十分			
事業の実施体制及びスケジュール	事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	5	4	3	2	1	×1	5点	5点
事業実施の能力	本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	5	4	3	2	1	×1	5点	5点
事業費の妥当性	見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。	5	4	3	2	1	×1	5点	5点
社会的課題への取り組み	「仕事と家庭の両立支援」(2点)「障がい者雇用」(2点)「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	/					×1	5点	5点
計		20点							